

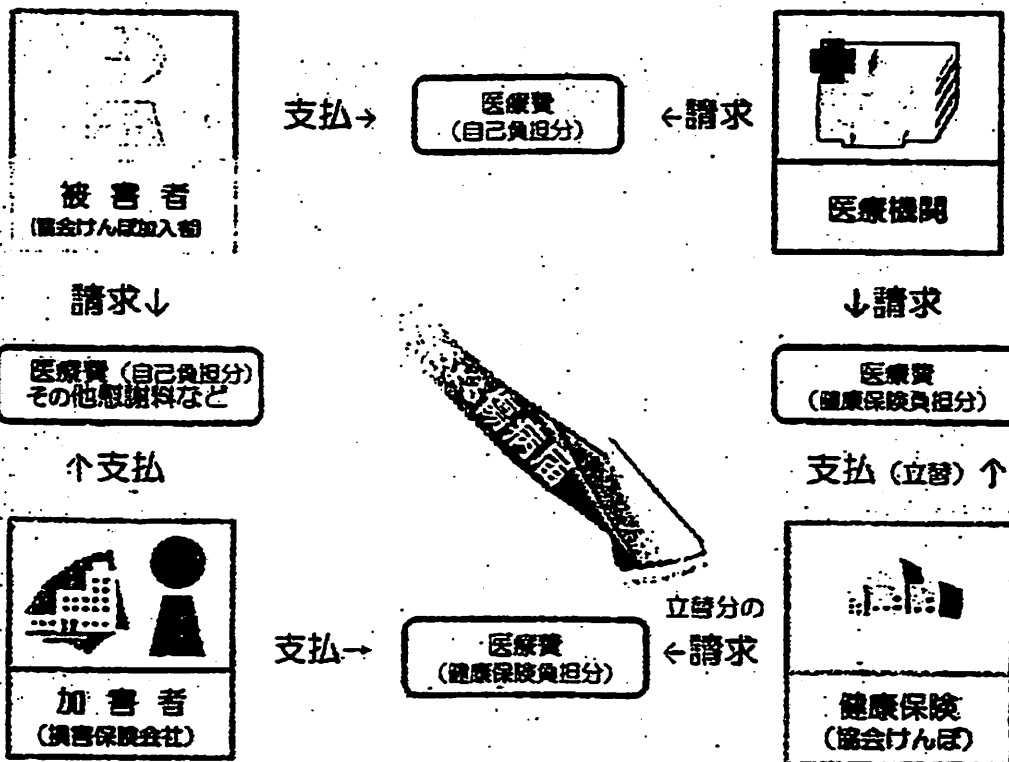
交通事故等で保険証を使うときは 届け出が必要です。

～「第三者等の行為による傷病届」について～

交通事故やケンカなどの第三者の行為によりケガをした場合、本来は加害者が治療費等を支払います。(これを「損害賠償」といいます。)

よって、健康保険証を使って治療を受けたり傷病手当金等の給付金を受けた場合、本来なら加害者が負担すべき医療費などを健康保険が立て替えたこととなります。

そのため『第三者等の行為による傷病届』を提出していただくことで、それに基づいて治療に要した医療費などを健康保険があなた様に代わって加害者に請求することになります。(これを「損害賠償請求権の代位取得」といいます。)



なお、健康保険と同一の内容で加害者から損害賠償を受けた場合は、健康保険ではその限度内で保険給付を免除されることになっています。損害賠償が重複した場合は、健康保険からの給付金を差引していただく場合がありますのでご注意ください。

また、通勤災害や業務上の事故による傷病は、健康保険の給付を受けることはできませんので、労災保険について事業所にご相談下さい。



全国健康保険協会 福島支部 レセプトグループ
☎024-523-3918